

大阪家裁総第372号

令和5年6月12日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 西 川 知一郎

司法行政文書不開示通知書

4月21日付け（同月25日受理）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

旧法下で「相続財産管理人」として選任された者は、従前どおり「相続財産管理人」として表記していいかどうかに関する大阪家裁の考えが書いてある文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 大阪家庭裁判所総務課文書係 電話06-6943-5432